介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について

【根拠法:介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)と呼ばれる。

≪ 施設数: 9,726施設 サービス受給者数: 57.7万人 (平成29年4月審査分) ≫

※介護給付費実態調査

 要介護1
 要介護2
 要介護3
 要介護4
 要介護5

 要介護度別の 特養入所者の割合
 2.7%
 7.7%
 22.5%
 34.3%
 32.7%

※平成27年介護サービス事業所調査

等

≪設置主体≫

- 〇地方公共団体
- 〇社会福祉法人 等

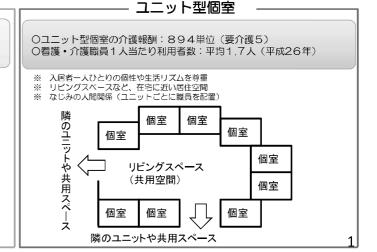
≪人員配置基準≫

- ○医師: 必要数
- ○介護·看護職員: 3:1 等
- ≪設備基準≫
- ○居室定員: 原則1人(参酌すべき基準)
- ○居室面積: 1人当たり10.65㎡

多床室

- ○多床室(既設)の介護報酬:814単位(要介護5)
- ○看護・介護職員1人当たり利用者数:平均2.2人(平成26年)





介護老人福祉施設の人員・設備基準

必要となる人員・設備等

介護者人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

〇人員基準

| 医師 | 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 |
|----------------|---|
| 介護職員 又は看護職員 | 入所者の数が3又はその端数 を増すごとに1以上 |
| 栄養士 機能訓練指導員 | 1以上 |
| 介護支援専門員 | 1以上(入所者の数が100 又はその端数を増すごとに1 を標準とする) |

〇設備基準

| | 居室 | 原則定員1人、入所者1人 当たりの床面積10.65 ㎡以上 |
|--|---------------|-------------------------------------|
| | 医務室 | 医療法に規定する診療所と すること |
| | 食堂及び 機能訓練室 | 床面積入所定員×3㎡以上 |
| | 廊下幅 | 原則1.8m以上 |
| | 浴室 | 要介護者が入浴するのに適したものとすること |

ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要

- ・ 共同生活室の設置
- 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- 1のユニットの定員はおおむね10人以下
- ・昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、 夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等

